

確定申告書類作成記入例
(国税庁HPより)

2024年2月
同志社女子大学
募金事務局

給与所得や年金所得のみの方の入力例をご紹介します。

※国税庁HP「確定申告等作成コーナー」（令和5年分ページ）より作成を開始してください。
<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

- ① 「マイナンバーカード方式」、「ID・パスワード方式」、「印刷して提出」の中から希望する税務署への提出方法を選択してください。



- ② 推奨環境の事前確認・利用規約に同意して次へ
③ 「令和5年分の申告書等の作成」



- ④ 次の画面で「次へ進む」をクリック

⑤ 申告する方の生年月日を入力し、申告内容に関する質問に回答し、「次へ進む」へ

申告書の作成をはじめる前に

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

申告される方の生年月日

昭和 年 月 日

入力した生年月日は、申告者等への表示や控除額の計算に使用します。

申告内容に関する質問

質問 回答

給与以外に申告する収入はありますか？
年金収入がある場合は「はい」を選択してください。
はい いいえ

お持つの源泉徴収票は1枚のみですか？
はい いいえ

勤務先で源泉徴収が済んでいますか？
是正申請(未)している場合は「どちらから」
はい いいえ

以下のいずれかの控除を受けますか？
• 営業費控除
• 真正会員控除
※ ふるさと納税ワンストップ特別の適用に関する申請書を提出された方は「はい」を選択してください。
• 離婚控除
• (特定建物改築等) 住宅借入金等特別控除
• 住宅耐震改修特別控除
• 住宅改修特別控除
• 地主住宅特別控除特別控除法

前に戻る 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 運営構造 Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

⑥ 源泉徴収票の入力

「入力する」をクリックし、源泉徴収票に記載されている情報を入力してください。

入力内容の確認後、記載事項に間違いがなければ「次へ進む」へ

※データで交付されている方はxmlデータからの読み込みが可能です。

源泉徴収票の入力

令和5年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。

①支払金額 円

②給与所得控除後の金額 円
入力不要です。

③所得控除の額の合計額 円

④源泉徴収税額 円
2種を記入

参考：令和5年分 給与所得の源泉徴収票

キャンセル 入力内容の確認

⑦ 「収入金額・所得金額の入力」画面はそのまま「入力終了（次へ）」をクリック

⑧ 「所得控除の入力」画面で「寄附金控除」行の「入力する」をクリック

⑨ 「寄附先から交付された証明書等の入力」画面で「入力する」をクリック

⑩ 「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除」画面の項目を入力

The screenshot shows a web-based application for tax deduction input. At the top, it says '寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力'. Below that, there's a section for '寄附金の種類' (Contribution Type) with a dropdown menu currently set to '居住地の都道府県及び市区町村のみが条例により指定した寄附金' (Contributions where the residence place's prefecture or city/town/village is specifically designated by ordinance). Other options include contributions from specific organizations like foundations and political parties.

・ 「寄附年月日」には、お届けした寄附金領収書右上に記載された日付を入力

・ 「寄附金の種類」を選択

　A 税額控除制度で申告する場合（当資料の5~7ページ参照）

→ 「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択

　B 所得控除制度で申告する場合（当資料の8~10ページ参照）

→ 「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択

一般的には
こちらが有利

< A 税額控除制度と B 所得控除制度 共通入力事項 >

該当する行の前にある○をクリック（※2024年1月1日時点の住所地で選択）

(1) 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金

→ 京都府京都市及び木津川市、大阪府大阪市に在住の方が該当

(2) 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金

→ 京都府及び大阪府で(1)以外の市区町村に在住の方が該当

(3) 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金

→ 当募金では対象となる市区町村はございません。

(4) 住所の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、

又は不明な場合

→ 上記(1)～(3)にあてはまらない方が該当

・ 「支出した寄附金の金額」に寄附金領収証に記載の金額を入力

・ 「寄附先の住所地」に「京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地」と入力

・ 「寄附先の名称」に「学校法人同志社」と入力

<入力例>A税額控除制度で申告する場合

① P4の例に倣い必要事項を記入し、「入力内容を確認」

寄附金控除、政党政等寄附金等特別控除の入力

證明書等の入力

寄附金控除、政党政等寄附金等特別控除の入力

寄附金の提出書類を1件ずつ入力してください。

入力件数が多い場合はこちら

寄附年月日
令和5年12月5日

寄附金の種類
 寄附金の受付証明書の入力用（複数の選択について）はこちら
公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金

該当するものを選択してください。
 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定されていない寄附金、又は不特定の場合
※ 条例で指定されているか分から無い場合は、右側の「都道府県・市区町村のホームページをご確認ください」
ホームページで確認しておけばならない場合は、「上記以外の寄附金等に該当する寄附金」を選択してください。

突出した寄附金

キャンセル 別の寄附金を入力する 同じ寄附金をもう1件入力する 入力内容の確認

「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択

② 別の寄附金がなければ「次へ進む」へ

ふるさと納税等他の寄付がある場合は必要情報を追加入力してください。

寄附金控除、政党政等寄附金等特別控除の入力

證明書等の入力

寄附先等から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大150件）
※同一内容の複数入力（既に自動入力されたデータとの重複）にご注意ください。

入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類（詳細）	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地 寄附先の名称	操作
令和5年12月5日	公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金	50,000 円	京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601 学校法人同志社	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>

別の寄附金を入力する

等の入力

タ（部屋子が[.xml]のもの）を取り込んで自動計算しますか？

前に戻る 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 選択履歴

Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

ここまで記入した項目が自動的に転記される

クリック

③税額控除額が表示されます。「次へ進む」へ

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

證明書等の入力

寄附先等から交付された證明書等の入力

計算結果確認（寄附金控除、政党等寄附金等特別控除）

① 入力された金額を基に計算した控除額は以下の通りです。
所得税額（国税）が最も少くなるように自動で判定しています。
(TA-M761001)

所得控除 【0】 円
税額控除 【19,200】 円

OK

戻る 次へ進む

Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

④寄附金控除欄に「税額控除の適用有」と表示されます。「入力終了（次へ）」へ

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
入力方法 申告書の作成をはじめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力
書面提出

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。

所得控除の種類 (各所控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力有無	入力内容から計算した控除額 (?をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
被扶養控除 ?	入力する		
医療費控除 ?	入力する		
社会保険料控除			
小規模企業共済寄附金控除			
生命保険料控除			
地図保険料控除			
高齢者控除 ?	訂正・内容確認	✓	0 税額控除の適用有
配偶・ひとり親控除			
勤労学生控除			
障害者控除			
配偶者特別控除			
扶養控除			
基礎控除 ?			
合計			

入力できない控除等がある場合は「△」をクリックしてください。

※ ・災害により住宅や家財に被害を受け、被扶養者と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）について有利な方法を自動で判定し計算します。
・支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最も少くなるように自動で判定し計算します。

< 戻る 入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「ここまで」の入力内容を保存するボタンをクリックしてください。

ここまで入力内容を保存する

Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

⑤ 政党等寄附金特別控除欄に控除額が反映されます。「入力終了（次へ）」へ

税額控除の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除			
投資税額控除			
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 ?	<input type="button" value="入力する"/>		
政党等寄附金等特別控除 ?	<input type="button" value="訂正・内容確認"/>		19,200
住宅耐震改修特別控除 ?	<input type="button" value="入力"/>		
住宅特定改修特別税額控除 ?			

⑥ 計算結果確認画面（この情報が「確定申告書」に反映されます）

収入金額等		税金	
事業	収益等	区分	(ア)
	農業	区分	(イ)
不動産	区分1	区分2	(ウ)
			(エ)
配当		区分	

還付される金額は、**19,592 円**です。

- これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。お手数ですが、一度戻り、再度入力して下さい。
- 過去所徴のある方は、既に源泉徴収されている場合であっても入力未入力の場合は、「収入金額・所得金額を修正する」ボタンをクリックして下さい。
- 次に進むには、画面下の「次へ」ボタンをクリックして下さい。

※この後、「次へ」をクリックし、住民税等に関する事項、住所・氏名等、還付金受け取り方法（銀行口座等）、マイナンバー等を入力すると完成です。

※確定申告書書類台紙には「領収証」及び「税額控除に係る証明書」を他の提出書類と一緒に貼付してください。

<入力例>B所得控除制度で申告する場合

※P 4までの情報は税額控除制度での申告と同様に入力してください。

① P 4の例に倣い必要事項を記入し、「入力内容を確認」

The screenshot shows the 'Contribution Deduction Input' screen. A red box highlights the dropdown menu under '寄附金の種類' (Type of Contribution) which is set to '上記以外の寄附金控除に該当する寄附金' (Contribution for deduction other than those listed above). A red callout points to this option with the text '「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択' (Select 'Contribution for deduction other than those listed above').

②別の寄付金がなければ「次へ進む」へ

ふるさと納税等他の寄付がある場合は必要情報を追加入力してください。

The screenshot shows the 'Contribution Deduction Input' screen. A red box highlights the 'Contribution Details' table where previously entered information is automatically populated. The table includes columns for '寄附年月日' (Year and Month of Contribution), '寄附金の種類' (Type of Contribution), '支出した寄附金の金額' (Amount of contribution), '寄附先の所在地' (Location of contribution recipient), and '操作' (Operation). A red callout points to this table with the text 'ここまでに記入した項目が自動的に転記される' (The items entered here are automatically carried over). At the bottom right, another red box highlights the '次へ進む' (Next) button with the text 'クリック' (Click).

③ 所得控除対象額が表示されます。「次へ進む」へ

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力

寄附先等から交付された証明書等の入力

計算結果確認（寄附金控除、政党等寄附金等特別控除）

i 入力された合計を基に計算した控除額は以下の通りです。
所得控除（国税）が最も少くなるように自動で判定しています。
(TA-M761001)

所得控除 【48,000】円
税額控除 【0】円

OK

前に戻る 次

クリック

Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

④ 寄附金控除欄に所得控除対象額が表示されます。「入力終了（次へ）」へ

トップ画面 サポート情報 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法 申告書の作成をはじめる前に 既入金額・所属会員登録入力 申告書等の送信・印刷 終了

画面戻す

所得控除の入力

所徴控除

所徴控除の種類 (寄附金控除の必要はこうだ) 入力・訂正 内容確認 入力 有無 入力内容から計算した控除額 (i)をクリックすると表示金額を確認できます。

被扶養控除 入力する

医療費控除 入力する

社会保険料控除

小規模企業共済寄附金控除

生年保険料控除

地図保険料控除

寄附金控除 入力する

訂正・内容確認

(寄付金額-2,000円)
が自動的にに入る

48,000

< 戻る 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「ここまでに入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

ここまでに入力内容を保存する

クリック

Copyright AGENCY All Rights Reserved.

⑤ 「入力終了（次へ）」へ

税額控除・その他の項目の入力

税額控除の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (②から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除			
投資税額控除			
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 ②	<input type="button" value="入力する"/>		②
政党等高附金等特別控除 ②	<input type="button" value="入力する"/>		②
住宅耐震改修特別控除 ②			②
住宅特定改修特別税額控除 ②	<input type="button" value="入力する"/>		②

※ 作成を中断する場合は、右の「ここまで」の入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

⑥ 「入力終了（次へ）」へ

計算結果確認

還付される金額は、 **2,439 円** です。

これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。ご確定申告の場合は、「収入金額・所得金額を修正する」ボタンをクリックして入力後、次に進むには、画面下の「次へ」ボタンをクリックしてください。

収入金額等		税金の計算（税額控除等）		
事業	営業等	区分	(ア)	課税される所得金額 ((12)-(29)) 又は第三表 (30)
	農業	区分	(イ)	上(30)に対する税額 又は第三表(93) (31)
不動産	区分1	区分2	(ウ)	配当控除 (32)
				投資税額等控除 区分 (33)
配当			(特定増改築等) 住宅借入金等 区分1 区分2 (34)	

※この後、「次へ」をクリックし、住民税等に関する事項、住所・氏名等、還付金受け取り方法（銀行口座等）、マイナンバー等を入力すると完成です。

※確定申告書類台紙には「領収証」及び「特定公益増進法人であることの証明書」を他の提出書類と一緒に添付してください。

【見本】以下書類には入力した情報が自動的に反映されます

申告書第一表

F A 2 2 0 2

第一表
(令和四年分以降用)

④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨の記入をお忘れなく。

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 申告書										
納税地	602 0893 個人番号 00 0000000000 生年 月日 300 00 00									
現在の住所又は居所事業所等	京都市上京区今出川通寺町西入 フリガナ ドウジョーハナコ									
氏名	同女 花子									
申告する年月日	同上									
申告書番号	種類	青色	赤色	漢字	西暦	西暦	結果の表示	整理番号	電話番号	
									075-251-XXXX	
収入金額等	事業	常業等	ア						課税される所得金額 (12-29)又は第三表	000
	農業	イ							上の□に対する税額 又は第三表の□	
	不動産	ウ							配当控除	
	配当	エ								
	給与	オ								
	公的年金等	カ								
	業務	キ								
	その他	ク								
	短期	ケ								
	長期	コ								
一時	サ									
所得金額等	事業	常業等	①							
	農業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥								
	公的年金等	⑦								
	業務	⑧								
	その他	⑨								
	⑦から⑨までの計	⑩								
総合課渡・一時	⑪									
合計	⑫									
社会保険料控除	⑬									
小規模企業共済等掛金控除	⑭									
生命保険料控除	⑮									
地震保険料控除	⑯									
割賦、ひとり親扶養控除	⑰	0000								
勤労学生、障害者控除	⑲	0000								
配偶者控除	⑳	0000								
扶養控除	㉑	0000								
基礎控除	㉒	0000								
㉓から㉙までの計	㉔									
雑損控除	㉕									
医療費控除	㉖									
寄附金控除	㉗									
合計	㉘									
整理欄	管理									
	名簿									

【見本】申告書 第二表

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書		整理番号	F A 2 3 0 2																																																																																					
京都市上京区今出川通寺町西入 ドウジョ ハナコ 同女 花子		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">保険料等の種類</th> <th colspan="2">支払保険料等の計</th> <th colspan="2">うち年末調整等以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>⑬</td><td>社員会員保険料控除</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>新生命保険料</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>旧生命保険料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑯</td><td>新個人年金保険料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑰</td><td>旧個人年金保険料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑱</td><td>介護医療保険料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑲</td><td>地震保険料</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑳</td><td>旧長期損害保険料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						保険料等の種類		支払保険料等の計		うち年末調整等以外		⑬	社員会員保険料控除			円	円	⑭	新生命保険料			円	円	⑮	旧生命保険料					⑯	新個人年金保険料					⑰	旧個人年金保険料					⑱	介護医療保険料					⑲	地震保険料			円	円	⑳	旧長期損害保険料																															
保険料等の種類		支払保険料等の計		うち年末調整等以外																																																																																				
⑬	社員会員保険料控除			円	円																																																																																			
⑭	新生命保険料			円	円																																																																																			
⑮	旧生命保険料																																																																																							
⑯	新個人年金保険料																																																																																							
⑰	旧個人年金保険料																																																																																							
⑱	介護医療保険料																																																																																							
⑲	地震保険料			円	円																																																																																			
⑳	旧長期損害保険料																																																																																							
○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>種目</th> <th>給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等</th> <th>収入金額</th> <th>源泉徴収税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: right;">㊱ 源泉徴収税額の合計額</td><td colspan="3" style="text-align: right;">円</td></tr> </tbody> </table>						所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額				円	円																					㊱ 源泉徴収税額の合計額			円																																															
所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額																																																																																				
			円	円																																																																																				
㊱ 源泉徴収税額の合計額			円																																																																																					
○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (㉑)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額</th> <th>必要経費等</th> <th>差引金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額		円	円	円																																																																									
所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額																																																																																					
	円	円	円																																																																																					
○ 配偶者や親族に関する事項 (㉒～㉓)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個人番号</th> <th>続柄</th> <th>生年月日</th> <th>障害者</th> <th>国外居住</th> <th>住民税</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td>配偶者</td><td>昭大 昭平</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>配偶者</td><td>昭大 昭平-女</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>配偶者</td><td>昭大 昭平-女</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>配偶者</td><td>昭大 昭平-女</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>配偶者</td><td>昭大 昭平-女</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> </tbody> </table>						氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他			配偶者	昭大 昭平	●	●	●	●			配偶者	昭大 昭平-女	●	●	●	●			配偶者	昭大 昭平-女	●	●	●	●			配偶者	昭大 昭平-女	●	●	●	●			配偶者	昭大 昭平-女	●	●	●	●																																	
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他																																																																																	
		配偶者	昭大 昭平	●	●	●	●																																																																																	
		配偶者	昭大 昭平-女	●	●	●	●																																																																																	
		配偶者	昭大 昭平-女	●	●	●	●																																																																																	
		配偶者	昭大 昭平-女	●	●	●	●																																																																																	
		配偶者	昭大 昭平-女	●	●	●	●																																																																																	
○ 事業専従者に関する事項 (㉔)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業再従者の氏名</th> <th>個人番号</th> <th>続柄</th> <th>生年月日</th> <th>従事月数・程度・仕事の内容</th> <th>専従者給与(控除)額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td>配偶者</td><td>昭大 昭平</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>配偶者</td><td>昭大 昭平</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						事業再従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額			配偶者	昭大 昭平					配偶者	昭大 昭平																																																																	
事業再従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額																																																																																			
		配偶者	昭大 昭平																																																																																					
		配偶者	昭大 昭平																																																																																					
○ 住民税・事業税に関する事項		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住民税</th> <th>非上場株式の少額配当等</th> <th>非課税者の特例</th> <th>配当割除控除額</th> <th>株式等譲渡所得割除額</th> <th>貸付配当等・貸付株式等譲渡所得の全部の申告不要</th> <th>扶助・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法</th> <th>道府県、市区町村への寄附</th> <th>共同募金、日赤その他の寄附</th> <th>都道府県条例指定寄附</th> <th>市区町村条例指定寄附</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">該当するある配当者・相続の氏名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">個人番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">続柄</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">生年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">該当するある配当者・相続の氏名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">障害者</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">事業税</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非課税所得など</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">損益通算の特例適用前の不動産所得</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">事業用資産の譲渡損失など</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">前年中の開始・廃止月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記の配当者・親族・事業専従者の氏名・住所名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> <td colspan="2" style="text-align: center;">他道府県の事務所等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">整理欄</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>						住民税	非上場株式の少額配当等	非課税者の特例	配当割除控除額	株式等譲渡所得割除額	貸付配当等・貸付株式等譲渡所得の全部の申告不要	扶助・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	道府県、市区町村への寄附	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附												該当するある配当者・相続の氏名		個人番号		続柄		生年月日		該当するある配当者・相続の氏名		障害者													事業税		非課税所得など		不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額		損益通算の特例適用前の不動産所得		事業用資産の譲渡損失など		前年中の開始・廃止月日		上記の配当者・親族・事業専従者の氏名・住所名										他道府県の事務所等		整理欄											
住民税	非上場株式の少額配当等	非課税者の特例	配当割除控除額	株式等譲渡所得割除額	貸付配当等・貸付株式等譲渡所得の全部の申告不要	扶助・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	道府県、市区町村への寄附	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附																																																																														
該当するある配当者・相続の氏名		個人番号		続柄		生年月日		該当するある配当者・相続の氏名		障害者																																																																														
事業税		非課税所得など		不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額		損益通算の特例適用前の不動産所得		事業用資産の譲渡損失など		前年中の開始・廃止月日																																																																														
上記の配当者・親族・事業専従者の氏名・住所名										他道府県の事務所等																																																																														
整理欄																																																																																								
税理士署名・電話番号						() - - -																																																																																		

【見本】公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 (令和4年分以降用)

(5 年分)

氏 名 同女 花子

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受けられる方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額	④		
④ × 40%	⑤		

寄附先の名称	寄附年月日	金額	円

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を記入してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を記入してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
- 退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
- ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の他の金額を記入してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0)	円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦		
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)	
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	100円未満の端数切捨て	
年分の所得税の額	⑩		
⑩ × 25%	⑪	100円未満の端数切捨て	
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫		

申告書第一表の他の金額を記入してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除（第1欄）に記入してください。
ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の他の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の他の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

【見本】添付書類台紙（表）

5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

現在の住所又は事業所等	京都市上京区今出川通寺町西入	フリガナ 氏名	ドウジョ ハナコ 同女 花子
-------------	----------------	------------	-------------------

①

のりしろ

本人確認書類(写)

※ 申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が求められます。

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

本人確認書類、
その他必要な書類が
ございましたら
貼付してください

(表面)

(裏面)



◆マイナンバーカードをお持ちでない方

「I 番号確認書類」の写しと「II 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

I 番号確認書類

- ・ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し
- ・通知カード
- （現在の氏名・住所等が記載されている場合に限ります。）
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）

などのうちいずれか1つ

II 身元確認書類

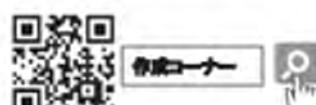
- ・記載したマイナンバーの持ち主であること
- を確認できる書類の写し
- ・運転免許証
- ・バスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証
- （写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。）

などのうちいずれか1つ

- 申告に当たっては、上記①及び裏面の②から⑤の書類（該当するものに限ります。）などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

e-Taxで送信すれば書類の添付が不要になります！

一部の書類を除きます。



寄附金領収証及び寄附金控除に係る証明書を裏面に貼付してください。

寄付金領収書及び寄付金控除に係る証明書を添付してください

【寄附金領収証見本】

領收証番号 2-23-□□□

寄付金領収証

□□□様

寄付金額 金□□□円

上記のとおり 寄付金 を受領しました。 学校法人 同志社


・「寄付金領収証」並びに「税額控除及び特定公益増進法人の証明書の写し」は、確定申告時まで大切に保管し、確定申告の際には、双方を所轄税務署にご提出ください。
 ・この「寄付金領収証」は黒色の電子公印を使用しています。

【寄附金控除に関する見本】

(控除枠に捺印)

学生支給課長名等の欄	寄付金の免税措置について	
寄付金控除の対象者として登録された方の、寄付金の免税措置を受けられることを認めた証書 学校法人同志社 大学へお送り下さい。		
お問い合わせ先は、所轄税務署または、税金の事務所へお問い合わせ下さい。 税金の事務所へお送り下さい。		
所需控除制度利用時はこちら面を添付書類台紙に貼付してください。		
<small>上記が法人は、所轄税務署行郵便手帳にて申請し、認定がなされたものであることを証明するため、申請時に提出する場合に該当する場合は、税金の事務所へお送り下さい。</small>		
<small>寄付金の対象者は、本学附属施設の運営費又は税金の事務所へお送り下さい。</small>		

(税額控除に捺印)

写	2023年1月1日
学校法人 同志社 財務部 会計部 諸般	税額控除に使用する印
税額控除制度利用時はこちら面を添付書類台紙に貼付してください。	
<small>個人の方、税額控除制度の対象となる場合は、税金の事務所へお送り下さい。</small>	